第３８６回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会

日　時：令和８年７月２７日（月）15:00～
場　所：佐賀県水産会館　中会議室
（佐賀市西与賀町厘外 821 番地 4）

次　　第

１．開　　会

２．会長挨拶

３．議　　題
（１）令和８年度機船船びき網（えび２そうびき網）漁業に係る許可の
取扱いについて（協議）
（１～９頁）

（２）その他

４．閉　　会

第３８６回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

令和8年7月27日（月）15:00～

【委員】

所　　属	職　名	氏　名
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	副会長	半田　亮司
	委　員	今村　克博
	〃	堤　大輔
	〃	平野　年吉
	〃	森田　幸寛
	会　長	西久保　敏
	委　員	中島　浩徳
	〃	香月　博司
	〃	中島　　龍
	〃	大鋸　幸弘
	〃	川村　嘉応

【臨席者】

所　　属	職　名	氏　名
水産庁九州漁業調整事務所	所　長	阿部　智
	調整課係員	西田　羽那
佐賀県有明海漁業協同組合	指導部次長	下田　貴利
	指導課課員	清水　彩花
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部部長	植田　新
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	伊藤　毅史
佐賀県海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	荒巻　裕
	主任主査	寺田　直樹
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	松本　昌大
	主任技師	兵頭　ひかり
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	池浦　繁
	技術主査	中川　清

福岡県資料
第３８６回福佐連調委
（令和８年７月２７日）

令和８年度機船船びき網（えび２そうびき網）漁業許可方針（案）

１　制限措置に関する事項

（１）許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
５０隻（２５統）以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

（２）船舶の総トン数

定めなし

（３）推進機関の馬力数

定めなし

（４）操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

（５）漁業時期

令和８年９月２０日から１１月３０日まで

２　許可の有効期間

１年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、１年より短い期間を定めることがある。

３　条件

（１）区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲２００メートル以内の海域において操業してはならない。

（２）僚船は○○丸、ＦＯ３－○○○○○以外の漁船は使用してはならない。

（３）使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

４　申請書の添付書類等

（１）漁業許可申請一覧表

（２）適格性に関する申立書（別紙様式第１号）

５　資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

６　その他

注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法（第２６条）で定める灯火の内容（別紙）を許可証の裏面に添付する。

（別紙様式第１号）

適格性に関する申立書

令和　　年　　月　　日

福岡県知事　　殿

住　所
氏　名

私は、福岡県漁業調整規則第１０条第１項第１号から第４号のいずれにも該当しない者であることを申立します。

なお、この申立書が虚偽であった場合、同規則第２２条第１項に基づき、許可が取消されることについて、承知しています。

【参考：福岡県漁業調整規則（抜粋）】

（許可又は起業の認可についての適格性）

第十条　許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二　暴力団員等であること。

三　法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五　許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

（別　紙）

注意事項

夜間操業する場合は、海上衝突予防法（第２６条）で下記のとおり、灯火を掲げることが規定されております。

【　記　】

１　長さ１２メートル以上２０メートル未満の船舶

（１）マスト灯	白色	１灯	灯火の視認距離３海里以上
（２）全 周 灯	緑色	１灯	〃　２海里以上
〃	白色	１灯	〃　〃
（３）舷　灯	緑色、紅色	１対	〃　〃
（又は両色灯		１灯）	
（４）船 尾 灯	白色	１灯	〃　〃

２　長さ１２メートル未満の船舶

（１）マスト灯	白色	１灯	灯火の視認距離２海里以上
（２）全 周 灯	緑色	１灯	〃　〃
〃	白色	１灯	〃　〃
（３）舷　灯	緑色、紅色	１対	〃　１海里以上
（又は両色灯		１灯）	
（４）船 尾 灯	白色	１灯	〃　２海里以上

（注）航行中及び漁場移動中は、（１）、（３）、（４）の灯火を掲げ、操業中は（２）、（３）、（４）の灯火を掲げること。

令和８年度機船船びき網（えび２そう船びき網）漁業許可方針（案）

第１　制限措置

１　漁業種類

えび２そう船びき網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

５０隻（２５統）

３　船舶の総トン数

制限なし

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）

６　漁業時期

佐賀県有明海　　９月１５日から１１月２５日まで

農林水産大臣管轄漁場　９月２０日から１１月３０日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（２）　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（４）　適切な資源管理を実践できる者

（５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

（６）　過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第２　許可の有効期間

令和８年９月１５日から令和８年１１月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和８年７月３１日から令和８年８月２１日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、２５件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、２隻１統を１件とする。（以下この許可方針において同じ。）

３　令和８年１０月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が２５件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

４　合計数が２５件に到達した日以降から令和８年１０月３１日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

１　令和８年７月３１日から令和８年８月２１日までにおける受付数が２５件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　令和７年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（２）　令和７年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（３）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（４）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（５）　上記（１）から（４）に該当しない者

２　令和８年８月２２日以降における合計数が２５件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（２）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（３）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（４）　上記（１）から（３）に該当しない者

第５　条件

１　次に掲げる区域で操業してはならない。

（１）　区画漁業権に基づくのり漁場の周囲１００メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲２００メートル以内の区域。

（２）　竹羽瀬から１００メートル以内の区域。

２　指定された船以外を僚船に使用してはならない。

３　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

４　使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

共 通 資 料
第３８６回福佐連調委
（令和８年７月２７日）

機船船びき網（えび２そうびき網）漁業許可状況一覧表

福岡県		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	許可隻数	０隻（０統）	０隻（０統）	４隻（２統）	０隻（０統）	０隻（０統）	０隻（０統）	０隻（０統）	２隻（１統）	隻（　統）
	許可期間	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）								
	条　　件	（１）区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲２００メートル以内の海域において操業してはならない。 （２）僚船は○○丸（ＦＯ○－○○○○○）以外の船を使用してはならない。 （３）使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。								
佐賀県		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	許可隻数	１０隻（５統）	１０隻（５統）	８隻（４統）	８隻（４統）	６隻（３統）	２隻（１統）	２隻（１統）	２隻（１統）	隻（　統）
	許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								
	条　　件	１　次に掲げる区域で操業してはならない。 （１）区画漁業権に基づくのり漁場の周囲１００メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲２００メートル以内の区域。 （２）竹羽瀬から１００メートル以内の区域。 ２　指定された船以外を僚船に使用してはならない。 ３　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。 ４　使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。								